

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政

令案要綱（案）

- 一 高年齢者雇用確保措置に関する特例として、就業規則等により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入することができる期間を平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日（中小企業の事業主にあっては、平成二十三年三月三十一日）までの間とするものとすること。
- 二 一の中小企業の事業主は、その常時雇用する労働者の数が三百人以下であるものとすること。
- 三 所得税法施行令及び法人税法施行令について所要の規定の整備を行うものとすること。
- 四 この政令は、平成十六年十二月一日から施行するものとすること。ただし、一については平成十八年四月一日から施行するものとすること。